

特許庁委託事業

中国の知的財産権侵害

判例・事例集

2014年3月



JETRO

【特許権】

1. 発明特許出願者が実際の発明者でない場合の氏名表示権が争われた事件

1. 事件の性質

氏名表示権侵害紛争事件

2. 事件名、争点

事件名：黄力等と雷光等の間における特許発明者氏名表示権（中国語では「署名権」。以下同じ）侵害紛争事件

争点：特許出願者と実際の発明者のどちらが特許発明者の氏名表示権を有するか

3. 書誌的事項

第一審：北京市第一中級人民法院（2012）一中民初字第1284号

原告：雷光、李乃強

被告：黄力、劉双江、陳遠童、付深展、曹務波、葛明華、王志洲

第三者：山東瀚霖生物技術有限公司

判決日：2012年7月26日

第二審：北京市高級人民法院（2012）高民終字第3975号

上訴人：黄力等7名、山東瀚霖生物技術有限公司

被上訴人：雷光、李乃強

判決日：2012年11月16日

関連条文：特許法第17条第1項、特許法実施細則第13条

出典：

北大法宝

http://www.pkulaw.cn/fulltext_form.aspx?Db=pfnl&Gid=118496177&keyword=%e9%bb%84%e5%8a%9b%e7%ad%89%e4%b8%8e%e9%9b%b7%e5%85%89%e7%ad%89%e5%8f%91%e6%98%8e%e5%88%9b%e9%80%a0%e5%8f%91%e6%98%8e%e4%ba%ba%e7%bd%b2%e5%90%8d%e6%9d%83%e7%ba%a0%e7%ba%b7&EncodingName=&Search_Mode=accurate

4. 事件の概要

(1) 事実関係

原告雷光は2001年から2008年の間、上海凱賽生物化学技術材料有限公司（以下「上海凱賽公司」という）で技術者として働いていた。原告李乃強は2001年から上海凱賽の関連会社の山東凱賽生物化学技術材料有限公司（以下「山東凱賽公司」という。「上海凱賽公司」及び「山東凱賽公司」を合わせて「凱賽公司」と総称する）の技術者である。2006年に出願され、特許権付与日が2011年3月9日、原告2名が発明者、上海凱賽公司及び山東凱賽公司を特許権者とする、特許出願番号200610029784.6の生物発酵法による長鎖ジカルボン酸製造方法の発明特許（以下「先行特許」という）がある。

一方、被告の王志洲は2001年から2008年の間、山東凱賽公司以生産技術管理者として在籍し、被告葛明華もほぼ同じ時期に山東凱賽公司以生物技術品質管理の職員として在籍していたが、2008年から王志洲は山東凱賽公司を辞め、同年曹務波が設立した山東瀚霖生物技術有限公司（以下「瀚霖公司」という）の共同経営者となり、のち葛明華も瀚霖の幹部になった。2010年に瀚霖公司が特許出願した第20101060266.4号（以下「本件特許」という）においては、発明者は被告7名、公開日は2011年3月16日となっている。

原告2名は、以下の理由を主張し、発明者は自分ら2名であり、自分らの発明者としての氏名表示権が侵害されたことから、その侵害を停止し、新聞に謝罪広告を登載するよう求めた。すなわち、本件特許は核心部分が先行特許と同じであり、本件特許は原告2名が2003年に作成したSOP（標準作業手順書）に基づいたものであるため、発明者は被告7名ではなく、原告2名であり、本件特許の発明者氏名表示権は被告2名にあり、被告7名は原告2名の氏名表示権を侵害しているとの主張である。

これに対して、被告7名は、本件特許の出願書類は申請人である瀚霖公司が作成したものであり、発明者として氏名が表示された自分らには責任がないこと、また、本件特許は職務発明であり、原告2名は瀚霖公司と何ら関係はなく、特許発明者として氏名表示する法的根拠はないことを根拠として反論した。

(2) 第一審判決

第一審法院は、次のとおり判示した。

発明者の氏名表示権は人格権であり、絶対的なものである。氏名表示権は、発明者の特許に対する創造的な貢献であり、特許権又は特許出願権の帰属の取決めによる影響を受けず、特許権又は特許出願権の移転からも影響を受けない。職務発明であるか否かを問わず、特許発明者の氏名表示権は特許の実質的な特徴に創造的な貢献をしたかどうかで決めるべきであり、特許権者又は特許出願権者の承認を受ける必要はない。

原告と第三者瀚霖公司とは契約関係にないが、特許の氏名表示権は創造性への貢献により確定されるべきものであって、特許出願権の帰属により確定されるものではない。

原告が提出したSOP（標準作業手順書）は真実性と信ぴょう性がある。

発明者とは、発明創造の実質的な特徴に創造性のある貢献をした者をいうが、発明の技術方法を盗用したか否かは、①盗用行為が疑われた者が盗用される技術方法に触れたかどうか、

及び②盗用される技術方法に比べ、当該技術方法が実質的な特徴があるかどうかにより定まる。

被告である王志洲と葛明華は、職務上、原告である上海凱賽公司の李乃強の実験記録に触れる可能性があり、原告の技術方法に触れることができ、しかも、両被告は独自の研究により本特許出願の技術方法を開発したことを証明する証拠を一切提出していない。

また、先行特許に比べ、本件特許の技術方法は何ら実質的な特徴もなく、創造的な労働ないし貢献がなくても、先行特許から直接本件特許の技術方法を得ることができる。

よって、原告らが本件特許の発明者であり、被告らは原告らの技術方法を盗用したものである。黄力、劉双江、陳遠童、付深展、曹務波 5名の被告は創造性に貢献していないにも関わらず発明者として特許出願において氏名表示したことは、過失があり、王志洲と葛明華 2名と共同して権利侵害を行い、原告らの本件特許出願における氏名表示権を侵害した。ただ、うち黄力、劉双江の 2名は、その後本件特許出願から発明者としての氏名を抹消したので、この 2名については権利侵害の責任を負わせない。

よって、被告らに対し、侵害を停止し、新聞に謝罪広告を登載することを命じる。

(3) 第二審判決

第一審被告のうち黄力、劉双江の 2名は、「瀚霖会社が会社として勝手に我々 2名の氏名を使い本件特許出願に氏名表示したのであり、我々は何も関与していない。侵害責任を負うべきどころか、そもそも侵害自体が成立しない」ことを理由に上訴した。

また、第一審被告のうち、陳遠童、付深展、曹務波、葛明華、王志洲の 5名は、「職務発明の氏名表示権はその所属する会社に依存するものであり、発明者はその所属する会社との関係なしに、その所属する会社以外の第三者に氏名表示権を主張することはできない。発明者を正確に表示することは特許出願者の責任であり、発明者は特許出願書類において発明者を明記する権利はない。本件特許の出願は陳遠童をはじめとする発明者が完成させたものであるから、雷光、李乃強 2名は本件特許出願の発明者ではない」と主張した。

第一審の第三者である瀚霖公司是、「雷光と李乃強は凱賽公司との関係ですでに発明者としての権利・資格を行使しているので、瀚霖公司に対して発明者の氏名表示権を主張する根拠はない」と主張した。

これに対して、第二審法院は、以下のとおり判示した。

特許法第 17 条第 1 項によると、発明者は特許文書において自らが発明者であることを明記する権利を有する。特許権は一種の財産権であるが、発明者としての身分は人格権である。特許権者、特許出願権者と発明者は必ずしも同一性を持たない。特許権者、特許出願権者が誰であろうと、発明者は特許文書において自らが発明者であることを表示する権利がある。すなわち、発明者は特許文書に氏名表示することを求める訴えの利益がある。

特許法実施細則第 13 条は、特許法にいう発明とは、発明創造の実質的な特徴に創造性のある貢献をした者であると規定している。「実質的な特徴」とは、特許法第 22 条第 3 項にいう「実質的な特徴」と同様の意味である。

先行特許は 2008 年 2 月 13 日にすでに公開されており、本件特許出願時の現有技術である

から、何人でも現有技術を踏まえて改善を加えることができる。雷光と李乃強が、自分らが本件特許出願の発明者であることを主張するには、現有技術を踏まえて本件特許出願に創造性のある貢献をしたことを立証しなければならない。第一審判決の2003年のSOPの真実性の認定は法律の規定に合致すること、本件特許出願は雷光と李乃強による技術方法に比べ実質的な特徴がないこと、王志洲と葛明華は雷光と李乃強による技術方法に触れることができるばかりでなく、独自に本件特許出願を研究開発したことを証明する如何なる証拠も提出できていないことから、本件特許出願の発明者とはいえない。にもかかわらず発明者として本件特許出願に氏名表示したことは、雷光と李乃強の発明者としての氏名表示権を侵害したものである。よって、第一審判決を支持する。

5. 解説

本事件は「人民法院報」等によって「特許氏名表示権に関する中国のトップの事件」として取り上げられたほど有名な事件である。

第一審判決・第二審判決とも、特許権又は特許出願権の権利者は特許の発明者とは別概念であり、必ずしも同一の主体とは限らないこと、発明者の氏名表示権は人格権であり、財産権としての特許権及び特許出願権の帰属とは無関係であることを判示した。また、技術方法の盗用の認定条件として、①盗用行為が疑われた者が盗用される技術方法に触れたかどうか、及び②盗用される技術方法に比べ、当該技術方法が実質的な特徴があるかどうかにより定まるとした。当該認定基準は、今後の類似事件においても参考とされるであろう。

6. 企業へのメッセージ

企業としては、発明者の認定を慎重に行い、関連する証拠を残す等して、発明者の認定に関する紛争が生じないように、万全を期しておくべきである。このことは、本事件のような発明者氏名表示権に係る紛争を防ぐという意味だけでなく、職務発明創造者への奨励及び報酬に係る紛争を防ぐという意味でも非常に重要である。

2. 実用新案特許権の進歩性の有無が争点となった事例

1. 事件の性質

実用新案特許権無効行政紛争事件

2. 事件名、争点

事件名：趙東紅、張如一及び第三者鄒繼豪と国家知的財産権局特許再審査委員会との間の実用新案特許権無効行政紛争の再審申立事件

争点：実用新案特許権の進歩性があるといえるか否か

3. 書誌的事項

第一審：北京市第一中級人民法院（2009）一中行初字第 466 号

原告：趙東紅、張如一

被告：国家知的財産権局特許再審査委員会（以下「特許再審査委員会」という）

第三者：鄒繼豪

判決日：不明

第二審：北京市高級人民法院（2010）高行終字第 811 号

上訴人：趙東紅、張如一

被上訴人：特許再審査委員会、鄒繼豪

判決日：不明

再審：最高人民法院（2011）知行字第 19 号

再審申立人：特許再審査委員会

再審被申立人：趙東紅、張如一

判決日：2012 年 1 月 19 日

関連条文：「特許法」第 22 条第 3 項、「特許審査指南」第 4 部分第 6 章 4

出典：

中国政府法制信息网

<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/aljx/201212/20121200379235.shtml>

中華人民共和国最高人民法院ウェブサイト

4. 事件の概要

(1) 事実関係

1997年5月28日、趙東紅、張如一（以下「権利者」と総称する）は、「握力計」という名称の第97216613.0号実用新案特許権を出願し、1998年9月23日、実用新案特許権（以下「本件実用新案特許権」という）が付与された。2008年4月28日、第三者は、本件実用新案特許権について、進歩性を有しないことを理由に、特許再審査委員会に無効宣告請求を行った。

特許再審査委員会は、本件実用新案特許権は進歩性を欠き、特許法第22条第3項の規定を満たさないとして、本件実用新案特許権は無効であるとの決定を下した。その理由は、本件実用新案特許権の申請日の前にすでに公開されている技術である、①他者の日本における特許権（体力測定器）及び②他者の中国における特許権（手提げ式デジタル秤）の組み合わせから、当業者が、本件実用新案特許権の権利要求書に記載されている握力計を想到することは容易であることにあった。

権利者は、上記決定を不服として、北京市第一中級人民法院に無効宣告取消訴訟を提起した。

(2) 第一審判決

第一審法院は、「権利者の主張はいずれも成立せず、特許再審査委員会の決定を支持する」との判決を下した。

権利者は、上記の第一審判決を不服として、北京市高級人民法院に上訴した。上訴の理由の1つは、上記の「手提げ式デジタル秤」に関する特許権は、本件実用新案特許権の「握力計」とは、技術分野が異なり、「現有技術」に含めるべきではなかったにもかかわらず、第一審判決がこれを「現有技術」に含めたことは事実根拠に欠けるという点にある。

(3) 第二審判決

第二審法院は、次のとおり判示した。

特許法第22条第3項が規定する進歩性とは、現有技術と比べて当該実用新案に実質的な特色と進歩があることである。「手提げ式デジタル秤」は重さを測定する装置であるところ、本件実用新案特許権の「握力計」は、その目的も力の伝わる方向も異なるから、異なる技術領域というべきである。

よって、本法院は、第一審判決を取り消し、特許再審査委員会の決定をも取り消す。

(4) 再審判決

最高人民法院は、再審判決において、次のとおり判示した。

実用新案の進歩性は、実用新案が現有技術と比べて当該実用新案に実質的な特色と進歩があることをいう。実用新案の進歩性の基準は、発明の進歩性の基準より低い。発明特許と実

用新案の進歩性の基準は異なるため、現有技術との比較の際に考慮されるべき技術領域も異なるべきである。

技術領域とは、保護を主張する発明又は実用新案の帰属又は応用の具体的な技術領域のことをいい、その上位又は相隣の技術領域でもなければ、発明又は実用新案それ自体でもない。

本件特許は「握力計」という実用新案の特許であり、その進歩性の有無については、まず、握力計自体の技術領域及び隣接又は関連する技術領域を確定すべきである。技術領域の範囲の確定と特許の進歩性の要求の程度との間には、密接な関連性がある。実用新案において進歩性の基準の要求は比較的に低いため、考慮される現有技術の範囲も比較的に狭くすべきである。通常は、実用新案特許の属する技術領域の現有技術と比較すべきであるが、公知の技術がすでに明確な技術ヒントを与え、本領域の技術者が隣接又は関連する技術領域に現有技術を探り出すように促されているようなとき、隣接又は関連する技術領域の現有技術を考慮すべきである。

本件実用新案特許権の「握力計」は、上記「手提げ式デジタル秤」と同一技術領域とはいえない。ただ、力を測定して力を伝える装置の原理が基本的に同じであるため、本件実用新案特許権の「握力計」と上記「手提げ式デジタル秤」とは近い技術領域といえる。しかし、上記「手提げ式デジタル秤」は明確なヒントを与えていない以上、特許再審査委員会が本件実用新案特許権の進歩性の認定について「手提げ式デジタル秤」の力を伝える装置を考慮した点において、法律適用の誤りがある。

よって、特許再審査委員会の再審請求を棄却する。

5. 解説

実用新案特許権の「進歩性」に関する中国の法令等の規定は、以下のとおりである。

中国の「特許法」第 22 条第 1 項によると、発明及び実用新案に特許権が付与されるためには、(1)新規性、(2)進歩性及び(3)実用性の各条件を備えていなければならない。もちろん、特許権付与の条件としては、他にも、出願書類や出願手続が適法・適式なものでなければならない等の条件も存在する。

「特許法」の第三次改正（2008 年）により、特許権の「新規性」（第 2 項）及び「進歩性」（第 3 項）の内容が修正され、「現有技術」概念（第 5 項）を基礎として定義されることとなった。

まず、「新規性」とは、当該発明又は実用新案が現有技術に該当せず、いかなる単位又は個人も同一の発明又は実用新案を出願日前に国务院特許行政部門に出願しておらず、かつ出願日後に公開された特許出願文書又は公告された特許文書に記載されていないことをいう（特許法第 22 条第 2 項）。

次に、「進歩性」とは、現有技術に比べ、「発明」の場合は、際立った実質的特色と顕著な進歩があり、「実用新案」の場合は、実質的な特色と進歩があることをいう（特許法第 22 条第 3 項）。

上述した特許法第 22 条第 3 項の文言から明らかなように、発明の方が実用新案よりも高度

な進歩性が要求されている。

また、「現有技術」とは、「出願日前に国内外で公衆に知られている技術」をいう（特許法第 22 条第 5 項）。第三次改正前の特許法では、現有技術の定義規定が無かった。また、2010 年に改正される前の特許法実施細則では、「出願日（優先権がある場合には優先権日とする）前に国内外の出版物に公開發表され、国内で公開使用され、又はその他の方式で公衆に周知される技術」と定義されていたが、第三次改正特許法第 22 条第 5 項の定義では地域的区別が取り払われ、範囲が広がっている。

実用新案特許権の出願書類を受理した国家知識産権局は、予備審査の結果、拒絶理由が発見されない場合は、実用新案特許権を付与する決定を行い、相応の特許証を交付し、同時に登録及び公告を行う。実用新案特許権は公告の日から効力を生じる（特許法第 40 条）。

特許権付与が公告された日から、いかなる単位又は個人も、その特許権の付与が特許法の関係規定に適合しない（例えば、「進歩性」を有せず、特許法第 22 条第 3 項に反すること）と認めた場合は、特許再審査委員会にその特許権の無効宣告を請求することができる（特許法第 45 条）。特許再審査委員会は、特許権無効宣告の請求に対して、(1)特許権無効宣告、又は(2)特許権維持のいずれかの決定を行うことになる。特許再審査委員会の決定に不服があるときは、人民法院に行政訴訟を提起することができる（特許法第 46 条）。無効宣告された特許権は初めから存在しなかったものとみなされる（特許法第 47 条第 1 項）。

ところで、国家知識産権局は、無効宣告手続における実用新案特許権の審理等に資するため、「特許審査指南」（2010 年）を策定・公表している。「特許審査指南」第 4 部分第 6 章 4 には、「実用新案特許権の進歩性」に関する審査基準が記載されている。その主な内容は、以下のとおりである。

①特許法第 22 条第 3 項の規定によると、発明の進歩性は、現有技術と比べて当該発明に際立った実質的特色と顕著な進歩があることをいうのに対して、実用新案の進歩性は、現有技術と比べて当該実用新案に実質的な特色と進歩があることをいう。従って、実用新案特許の進歩性の基準は、発明特許の進歩性の基準よりも低い。進歩性の判断基準についての両者の相違は主に、現有技術の中に「技術的ヒント」があるかということを示される。現有技術の中に「技術的ヒント」があるかを判断する際、発明特許の場合と実用新案特許の場合とは以下のとおり「現有技術の分野」及び「現有技術の数」という 2 つの相違がある。

②現有技術の分野

発明特許については、当該発明特許の属する技術分野のみならず、それに隣接若しくは関連する技術分野、及び当該発明により解決され得る技術的課題でその分野の技術者が技術的手段を探り出すこととなる他の技術分野を合わせて考慮しなければならない。実用新案特許については一般的に、当該実用新案特許の属する技術分野に着眼して考慮すべきである。ただし、現有技術で明らかなヒントが与えられる場合、例えば、現有技術に明確に記載されており、その分野の技術者が隣接或いは関連する技術分野から関連の技術的手段を探り出すこととなる場合には、その隣接或いは関連する技術分野を考慮してもよい。

③現有技術の数

発明特許については、1 つ若しくは 2 つ又は複数の現有技術を引用してその進歩性を評価

することができる。 実用新案特許については、一般的に、1つ又は2つの現有技術を引用してその進歩性を評価することができる。「単純に寄せ集めた」現有技術によりなされた実用新案特許の場合は、状況に応じ複数の現有技術を引用してその進歩性を評価することができる。

上述のとおり、最高人民法院の判決は、「現有技術の範囲」に該当するか否かを判断基準としており、基本的には、「特許審査指南」の判断基準に従っているといえる。そして、現有技術の範囲について、「手提げ式デジタル秤」と「握力計」とでは、技術分野が異なること、しかも、「手提げ式デジタル秤」の先行技術は本件実用新案特許権についての明確なヒントを与えていないことから、結論においては、本件実用新案特許権が進歩性を有することを認めた。

この事例からいえることは、「係争特許権と現有技術の技術分野の異同」（また、もし技術分野が異なる場合でも、現有技術が係争特許についての明確なヒントを与えているか否か）という点が「進歩性の有無」を左右する極めて重要な点となることである。

6. 企業へのメッセージ

近時、中国では、実用新案特許権の出願件数が急激に増加している。実用新案特許権は、発明特許権とは異なり、ほとんど実体審査をせずに権利化が可能であること、とくに中国国内企業が各種優遇措置を受ける等の目的で出願数を増加させていること等が急増の背景にあるものと考えられる。最近では、日本企業・日系企業も、中国において積極的に実用新案特許権の出願を行うようになっている。

このように近時は中国における実用新案特許権が注目を集めているが、その1つの大きな特徴は、発明特許権に比べて「進歩性」が低いもので足りるという点にある。日本企業・日系企業が中国で係争特許の無効宣告請求の事案に係わる場合においても、上記のことに留意しながら無効宣告請求事案に対処していく必要がある。

日本企業・日系企業が無効宣告請求をした場合、「係争特許権と現有技術の技術分野が同じであること」（また、もし技術分野が異なるとしても、現有技術が係争特許についての明確なヒントを与えていること）を示すことができるかどうかという点が、係争特許権を無効とするための有力なポイントになるといえよう。

3. 製品の全体的形状及び各構成部分、配置方式が基本的に同一であれば、細部の装飾の相違があっても、意匠の類似性の判断に影響はないとされた事件

1. 事件の性質

意匠特許権侵害紛争事件

2. 事件名、争点

事件名：佳芸家具廠と君豪家具有限公司の意匠特許権侵害紛争事件

争点：製品の全体的形状及び各構成部分、配置方式が基本的に同一であるが、細部の装飾の相違がある場合、意匠の類似性が認められるか

3. 書誌的事項

第一審：広東省中山市中級人民法院（2010）中中法民三初字第83号

原告：佳芸家具廠

被告：君豪家具有限公司

判決日：不明

第二審：（2011）粵高民三終字第229号

上訴人：佳芸家具廠

被上訴人：君豪家具有限公司

判決日：2011年6月10日

再審：最高人民法院（2011）民申字第1406号

再審申立人：君豪家具有限公司

再審被申立人：佳芸家具廠

判決日：2011年11月22日

関連条文：特許法第11条第2項、第59条第2項

最高人民法院「特許権侵害紛争事件の審理の適用法律に関する若干問題の解釈」第8条

出典：

広東法院網

<http://www.gdcourts.gov.cn/gdcourt/front/front!content.action?lmdm=LM41&gjid=20121110103101437994>

北大法宝

http://www.pkulaw.cn/fulltext_form.aspx?Db=pfnl&Gid=118614593&keyword=%e4%bd%b3%e8%89%ba%e3%80%80%e5%90%9b%e8%b1%aa&EncodingName=&Search_Mode=accurate

4. 事件の概要

(1) 事実関係

佳芸家具廠（以下「佳芸」という）は「三抽斗箆筒（卵型）」の意匠権（以下「本件意匠権」という。図1参照）を有している。

他方、君豪家具有限公司（以下「君豪公司」という）も3段抽斗楕円形箆筒を製造・販売している（以下「係争製品」という。図2参照）。

2010年9月、佳芸は君豪を被告として意匠権侵害訴訟を提起した。

(2) 第一審判決

第一審法院は、次のとおり判示した。

係争製品は、確かに本件意匠権製品と外観形状が類似しているが、箆筒の本体表面に施された花模様、模様の表現形式および外観形状と模様との組合せに差異があり、これにより両者間において、全体的に視覚的効果が明らかに異なっている。よって、係争製品は本件意匠権の侵害にあたらぬ。

(3) 第二審判決

第二審法院は、次のとおり判示した。

長方形の3段抽斗箆筒及び八角形の飾り枠が「卵型」の円柱の箆筒本体と組み合わせられていることが本件意匠のもっとも顕著な特徴である。君豪公司は本件意匠権製品の形状が同種類の製品において一般的な手法であることを証明できておらず、装飾の模様のみ相違があるに過ぎず、全体的な視覚的効果から見て類似性があるといえ、本件意匠権に対する侵害に該当する。

(4) 再審判決

最高人民法院は、再審判決において、次のとおり判示した。

係争製品と本件意匠権製品は、外観全体の形状、本体の各構成部分及び配置方法において基本的に同一である。主な相違点は、装飾の模様の相違にある。トップに装飾模様があるかどうか、模様が百合の花か牡丹の花かの違いだけである。このような細部の相違は、外観全体の形状、本体の各構成部分及び配置方法において基本的に同一であること比べて、大きな意味をなさない。全体的に見て視覚的効果において類似性があるといえる以上、本件意匠権の侵害が成立するといえる。

5. 解説

まず、現行法令における意匠特許権侵害の判断基準について述べる。

特許法第56条第2項は、①意匠の特許権の保護範囲は、図面又は写真に示された当該製品の意匠を基準とすること、及び②簡単な説明は、図面又は写真に示された当該製品の意匠の解釈に用いることができることを規定するのみである。しかし、2009年に制定された、「特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」は、以下のとおり、さらに具体的な判断方法について規定している。

意匠特許製品と同一又は類似する種類の製品において、権利を付与された意匠と同一又は類似の意匠を採用する場合、人民法院は権利侵害を訴えられたデザインが特許法第59条第2項に定める特許権の保護範囲に該当すると認定しなければならない（第8条）。

人民法院は、意匠製品の用途に基づき、製品種類が同一又は類似であるか認定しなければならない。製品の用途の確定においては、意匠の要約書、国際意匠分類表、製品の機能及び製品の販売、実際の使用状況等の要素を参考にすることができる（第9条）。

人民法院は意匠製品の一般消費者の知的水準及び認知能力をもって、意匠が同一又は類似であるか否かを判断しなければならない（第10条）。

人民法院は意匠が同一又は類似であるか認定する場合、登録意匠、権利侵害を訴えられたデザインのデザイン特徴に基づき、意匠の全体の視覚効果をもって総合的に判断しなければならない。主に技術機能により決定されるデザイン特徴及び全体の視覚効果に影響を及ぼさない製品材料、内部構造等の特徴は、考慮しないものとする（第11条第1項）。①その他部位に対して、製品が正常に使用できる場合に直接観察され易い部位、及び②登録意匠のその他デザイン特徴に対して、登録意匠の先行デザインと異なるデザイン特徴といった場合は、通常は意匠の全体の視覚効果に対し、より影響がある（同条第2項）。権利侵害を訴えられたデザインと登録意匠が全体の視覚効果上に差異がない場合、人民法院は二者が同一であると認定しなければならない。全体の視覚効果上、実質的な差異がない場合、両者が類似であると認定しなければならない（同条第3項）。

以上のように、特許法及び司法解釈の規定は抽象的な内容にとどまっているが、本件事案では、係争製品と本件意匠権製品とが全体的な視覚効果及び各構成部分ないし配置方法等において高度な類似性を有すること、本件では装飾の花模様が牡丹か百合かの違いだけで、装飾模様の相違が全体的視覚効果に影響を与えないこと等が理由とされ、意匠権侵害の成立が認められた。しかし、装飾の相違がどこまで大きければ全体的視覚効果に影響を与えるか（例えば、伝統的な百合の花模様を、派手な現代風のチェック模様、あるいは和風の千鳥模様にすれば、全体的視覚効果に影響を与えることになるのか）等については、なお不明な点が残されている。

6. 企業へのメッセージ

細部の装飾の相違が全体の類似性の判断に影響を与えるか否かという第二審判決及び再審

判決の判断基準は、実際の事案への適用においては裁判官の主観に大きく影響されると思われる。本件事案は、中国本土しかも同じ広東省中山市の企業同士の間の争いであったが、外国企業・外資系企業が訴訟当事者となる場合には、裁判官が地元保護主義に傾く可能性を完全には否定できない。

图 1



图 2

